

日時：令和5（2023）年6月28日（水） 14:00～14:30

場所：野付郡別海町本別海1番地の95 本別海生活改善センター

第22期第12回

根室海区漁業調整委員会 議事録

1 開会

2 開会挨拶

3 出席者人員報告

4 議事録署名委員の指名

5 議題

(1) 付議事項

議案第1号 根室海区漁業調整委員会指示の発動について

議案第2号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)

議案第3号 定置漁業権相続人の適格性について(答申)

議案第4号 根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の制定について

議案第5号 北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部改正について

議案第6号 根室海区漁場計画(草案)について(第15次定置漁業権)

(2) 報告事項

①根室海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について

②根室海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について

③第22期第10回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

6 閉会

第 22 期第 12 回根室海区漁業調整委員会

- 1 開催日時 令和 5 年 6 月 28 日 (水) 14:00~14:30
- 2 開催場所 野付郡別海町本別海 1 番地の 95 本別海生活改善センター
- 3 出席委員 福原 正純 、 高橋 敏二 、 萬屋 昭洋 、 南出 利春 、
楠 浩 、 相川 泰人 、 平井 敏雄 、 竹本 勝哉 、
庄林 満 、 三戸 正己
- 4 欠席委員 大坂 鉄夫 、 内藤 智明 、 小倉 啓一
- 5 事務局 事務局長 松浦 謙二 、 主事 窪田 悠汰
- 6 臨席者 根室振興局 産業振興部
水産課長 菅原 敬展 、 漁業管理係長 中村 公彦 、
技師 松島 可奈枝

7 議題

(1) 付議事項

- 議案第 1 号 根室海区漁業調整委員会指示の発動について
- 議案第 2 号 知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間について(答申)
- 議案第 3 号 定置漁業権相続人の適格性について (答申)
- 議案第 4 号 根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の制定について
- 議案第 5 号 北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部改正について
- 議案第 6 号 根室海区漁場計画(草案)について(第 15 次定置漁業権)

(2) 報告事項

- ①根室海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について
- ②根室海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について
- ③第 22 期第 10 回北海道連合海区漁業調整委員会の開催結果について

(3) その他

8 会議の内容

- 事務局長 定刻になりましたので、ただいまから、第22期第12回根室海区漁業調整委員会を開会いたします。開会に当たり、福原会長から挨拶を申し上げます。
- 福原会長 どうも皆様ご苦勞様です。第22期第12回根室海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、ご挨拶を申し上げます。
委員の皆様方、それから根室さけます事業所の小松事業所長、道東センターの水野センター長、根室管内さけます増協の蠣崎専務、根室振興局水産課の菅原水産課長をはじめ、関係者の皆様方におかれましては、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。
本日の議題でございますけれども、当委員会として行う「根室海区漁業調整委員会指示の発動」のほか、「定置漁場計画の草案」もございました、付議事項が6件、また、報告事項が3件となっております。
先般行われました、小委員会でも定置漁場計画の説明がございました。本日の委員会で草案の協議として進められているところです。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見をいただければと存じます。
また、先日月曜日に行われました北海道連合海区におきまして、来遊予測の報告などもございました。皆様方への情報共有もさせて頂きたいと存じます。
本日は、皆様方のご協力により、審議がスムーズに進められますよう、お願いいたしまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。
- 事務局長 次に、ご臨席頂いております皆様のご紹介をいたしたいと思いますが、皆様既にご承知の方々ばかりということもありまして、配席表にて一部省略させていただきたいところと、この6月から少々体制が変わりまして、中村係長の後ろのほうにですね、この6月から少し前まで海区メインで動いてもらっていたんですけども、水産課に異動になりました松島技師です。
- 松島技師 よろしくお願い致します。
- 事務局長 後、自分の背後にはですね、6月から本庁から来ました、根室海区事務局職員として配属されました窪田主事です。

窪田主事	よろしくお願ひ致します。
事務局長	<p>今後ともよろしくお願ひ致します。</p> <p>次に本日の出席人員のご報告となりますが、羅臼地区の釣委員、木野本委員につきましては、5月25日付けで解任辞令が出されておりました、現在の定員は13名。</p> <p>本日の欠席委員は、大坂委員、内藤委員、小倉委員の3名が欠席され、10名の出席となっております。</p>
福原会長	<p>それでは、本日は定員13名のうち、10名の出席を頂いておりますので、委員会は成立しております。</p> <p>次に、議事録署名委員についてでございますけれども、委員会規程の第7条により、私の方から指名させて頂きたいと思ひます。楠委員さんと南出委員さんにお願ひをいたします。</p> <p>それでは、ただいまから議事に入ります。議案第1号「根室海区漁業調整委員会指示の発動について事務局から説明がござひます。</p>
事務局長	<p>それでは、説明させていただきます。資料右方上に議案第1号と書かれた資料をご覧ください。例年通りの内容ではござひますが、今回ご審議いただく、委員会指示につきましては、忠類川河口付近における、さけます採捕制限について継続となるもの。二つ目として、野付湾内におけるさけます採捕制限について継続となるもの。三つ目としましては、風蓮湖内におけるにしんの採捕制限について継続となるもの。四つ目は、根室海峡北部における定置漁業の保護について継続となるもの。五つ目、植別川河口付近におけるさけます採捕制限について継続となるもの。五件でござひます。</p> <p>個別の概要につきましては、1ページ目資料1ですが、忠類川河口付近におけるさけます採捕制限に係る委員会指示文案でござひます。3ページ目には、標津漁業協同組合からの要望書がござひます。前年度に続きまして、産卵状況調査を中心とした、「環境教育の場」づくり調査を実施することから、引き続き、遡上するさけ・ます資源の保護が必要な状況にあるとの理由によるものです。期間につきましては、要望を踏まえて令和5年8月3日から同年11月4日までとしております。</p> <p>次に、5ページ目（資料2）でござひますが、野付湾内におけるさけます採捕制限に係る委員会指示文案でござひます。7ページ目には、根室管内さけ・ます増殖事業協会からの要望書でござひます。皆様ご承知</p>

事務局長

の通り、野付湾内、野付湾の湾奥には濤筋がありまして、当幌川へ遡上するさけ・ますの魚道となっていることから、捕獲・採卵事業の実施に当たり、資源保護対策の継続が必要であるというものによるものです。

期間は要望を踏まえ、令和5年8月20日から同年10月31日としております。

次に、9ページ目（資料3）でございますが風蓮湖内におけるにしんの採捕制限に係る委員会指示文案でございます。12ページ目には、別海及び根室湾中部漁業協同組合からの要望書でございます。本件につきましては風蓮湖内に産卵のため回遊する「汐切り」内のニシン親魚保護のために平成13年より当委員会指示を発動していますが、まだ安定的な産卵状況・資源状況には至っていないとの理由によるものです。期間につきましては、要望を踏まえ令和5年9月20日から同年12月31日までとしております。

次に、17ページ目（資料4）でございます。根室海峡北部における定置漁業の保護に係る委員会指示文案でございます。19ページから22ページにかけて羅臼・標津・野付漁業協同組合要望書がございます。本件は平成14年、秋さけ船釣りライセンス制の中止に伴い、定置網周辺での遊漁船とのトラブルそれや漁具被害を引き続き防止する必要があることから、継続が必要であるとの理由によるものです。期間につきましては、要望を踏まえまして令和5年8月20日から同年11月30日までとしております。

次に23ページ目（資料5）ですが、植別川河口付近におけるさけ・ます採捕制限に係る委員会指示文案でございます。25ページ目には、根室管内さけ・ます増殖事業協会からの要望書がございます。本件は当管内で計画している、種卵確保計画の達成が困難な状況が続いているため再生産親魚の確保数、捕獲数の向上と、良質な種卵の確保といった観点から、河口付近におけるさけ・ますの採捕制限が必要であるというものによるものです。期間は要望を踏まえ、令和5年10月1日から同年11月30日までとしております。説明は以上です。

福原会長

ただいま、議案第1号について説明がございました。この件について質疑に入りたいと思います。皆様方のほうからなにかご意見・ご質問等ございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長 ありませんか。それでは、議案第1号につきましては、要望のありましたとおり、委員会指示を発動したいと思います。よろしいですか。

 (はいの声)

福原会長 それではそのように決定させていただきます。

 続きまして、議案第2号知事知事許可漁業に係る制限措置の内容及び申請すべき期間についてを上程いたします。説明を求めます。

事務局長 説明致します。資料につきましては、右上に議案第2号と記載された資料をご覧ください。令和5年4月21日付けでいるか突棒漁業道外者に係るもの、令和5年6月23日付けでほっけ刺網北方四島周辺海域についての知事からの諮問がございました。内容詳細につきましては、振興局水産課のほうから説明をお願いします。

松島技師 それでは私、松島から説明させていただきます。座って説明させていただきます。先程説明がありましたとおり、お手元の議案第2号の資料をご覧ください。議案第2号1ページ目の諮問文につきまして、本件につきましては、漁業法第58条において、読み替えて準用する同法第42条において、知事許可漁業の新規の許可を実施するにあたり、制限措置の内容、申請すべき期間の2つにつきまして海区委員会で意見を聞くものとされておりますことから、諮問するものとなっております。

 次に1ページめくっていただきまして、2ページ目3ページ目は別紙となっておりますのでご確認いただけたらと思います。

 次に資料4ページ目の、右上に資料1と書いてある公示内容をご覧ください。いるか突棒漁業北海道沖合海域道外者の制限措置の内容につきましては、昨年公示した内容から変更等ありません。詳細は後ほどご覧いただけたらと思います。5ページ目、6ページ目につきましては、前回公示内容との比較になりますが、変更ありませんので説明を省略させていただきます。参考資料としまして、7ページ目から10ページ目まで、いるか突棒漁業北海道沖合海域道外者の許可に関する制限措置等の取り扱い等を添付しておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

 次に資料11ページ目をご覧ください。続けて、ほっけ固定式刺し網漁業北方四島周辺海域の諮問内容につきまして説明いたします。1ページめくっていただきまして、資料12ページ目のほっけ固定式刺し網漁

松島技師 業の制限措置の内容につきまして制限措置の公示案となっており、制限措置の内容の（３）漁業時期、（４）船舶等の隻数の他、申請すべき期間につきましては、丸表示となっております。これは、ロシア側との交渉において操業条件が確立された時点で正式に決定するため、丸表示としているものであります。公示する際は適宜丸表示を埋めて公示すること。操業条件決定後は、早急に公示を行うため、北海道漁業調整規則第12条第2項に基づく申請期間が1ヶ月を下回ってしまう可能性があることにつきましては、ご了解いただきたい次第でございます。

次の13ページ目から16ページ目につきましては、参考資料として、ほっけ固定式刺し網漁業北方四島周辺海域の許可等に関する制限措置等の取り扱いを添付しておりますので、後ほどお目通しいただけたらと思います。私からの説明は以上となります。

福原会長 ただ今、議案第2号について説明がございましたが、この件について質疑に入りたいと思います。

何かご質問、ご意見等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長 ございませんか。それでは、議案第2号につきましては、この内容を承認することといたしまして、その旨、知事に答申したいと思っておりますけれども、よろしいですか。

(はいの声)

福原会長 それでは、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第3号「定置漁業権相続人の適格性について」説明を求めます。

事務局長 ご説明致します。右上に議案第3号と記載された資料をご覧ください。歯舞地区根さけ定第28号定置漁業免許。免許権者は工藤漁業部株式会社外43名に係る定置漁業権相続人の適格性について知事から諮問がありました。内容としましては、佐藤嘉津哉さんの死亡に伴い長男佐藤 祥史さんに承継となっております。ご審議の程よろしく願います。

福原会長	<p>それでは、それでは、根さけ定第28号定置漁業免許の関係、佐藤 嘉津哉さんの死亡に伴う承継について、関係委員さん、説明をお願いいたします。</p>
三戸委員	<p>歯舞の関係が1件ございますが、ただいま松浦事務局長さんより詳細に説明いただいたとおりでございます。佐藤 嘉津哉の死亡に伴います長男の佐藤 祥史の相続に係る承継でありまして、当該人につきましては歯舞地区の漁民として既に当歯舞漁協の理事会で承認され、組合員として継承されております。また当該定置漁業権の相続につきましても漁業法第72条の第1項から第4項までに該当せず、適格性に問題ないと考えますので、よろしくお取り計らいをお願い申し上げます。以上でございます。</p>
福原会長	<p>ありがとうございます。ただ今、三戸委員さんの方から説明がございました。</p> <p>適格性有りとして、よろしいでしょうか。</p>
	<p>(はいの声)</p>
福原会長	<p>それでは、議案第3号については、適格性有りとして、知事に答申することに決定いたします。続きまして、議案第4号「根室海区漁業調整委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の廃止及び個人情報の保護に関する法律の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の制定について」、および、議案第5号「北海道情報公開条例の施行に関する根室海区漁業調整委員会規程の一部改正について」、また、関連事項といたしまして、報告事項1「根室海区漁業調整委員会個人情報保護事務取扱要綱の一部改正について」、および、報告事項2「根室海区漁業調整委員会公文書開示事務取扱要綱の一部改正について」を一括して上程いたします。事務局から説明を求めます。</p>
事務局長	<p>ご説明させていただきます。右上に議案第4号と記載された資料と、関連しまして報告事項1の資料をご覧ください。初めに、全般的なことなんですけど、当委員会が定める関係規程につきましては、全て国や北海道の関係法令や規則等を準用することとなっています。今回は、個人情報保護の法律の改正に伴い、北海道の個人情報保護に関する条例が廃止になることから、この条例を元に制定している、当委員会の規程も議</p>

事務局長

案第1号の1ページのように廃止することとし、今後は改正後の個人情報保護の法律に基づき、2ページ以降からは新たに作り直しになっているんですけども、この新たな規程を制定するものであります。廃止規程、新規規程につきましては本日委員会です承されれば、廃止規程は6月30日付けで廃止させてもらって、新規規程は7月1日から施行しようとするものです。併せまして、報告事項1根室海区漁業調整委員会個人情報保護取扱事項の事務一部改正につきましては、新しい規程に合わせて、事務が施行できるよう、アンダーラインの箇所について改正しているものであります。これは極めて事務方の方で使う資料でございます、特に報告事項1、2が小さい文字で申し訳ないのですが、事務局・事務方が動きやすいようにいろいろな事務要領を改正していくということでご了解いただけたらと思います。

同様に、続きまして議案第5号と記載された資料と、関連しまして報告事項2の資料もご覧ください。こちらの方もですね、個人情報保護法の改正に伴って、北海道情報公開条例とともに、北海道の関係規則が、改正されたことから当委員会の規程も改正して、併せて報告事項2の事務取扱要綱も改正するという内容でございます。変更箇所につきましては、アンダーラインを引いておりますので後ほどお目通し願いたいと思います。またこれらの各規程要綱につきましては、事務方が各種事務を行う際に必要な規程でありますので、その趣旨を変えない範囲で誤字や脱字があった場合にはその修正については事務局に一任させていただければと思うところでございます。説明は以上でございます。

福原会長

議案第4号、議案第5号、関連事項といたしまして報告事項1、報告事項2について、説明がございました。これにつきまして、皆様方の方から何か、ご質問等はございませんでしょうか。

(ありませんの声)

福原会長

ありませんか。それではないようでありますので、議案第4号、5号、報告事項1、2については、説明のとおり対応させて頂きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(はいの声)

福原会長

それでは、そのように対応してまいります。

福原会長

続きまして、議案第6号「根室海区漁場計画（草案）について（第15次定置漁業権）」に関して、根室振興局長から協議のあった漁場計画（草案）について、事務局から説明がございました。

事務局長

ご説明致します。右上に議案第6号と記載された資料をご覧ください。令和5年6月20日付けで海区漁場計画の草案について振興局長から協議があったものでございます。この草案の提出にあたりまして、6月8日に行われました、第2回漁業権切替小委員会において、あらかじめ内容の説明がなされており、小委員会での了承を得て、本日、本委員会へ協議として上がってきたものでございます。先般行われた小委員会の中では、親魚確保対策についても議論がなされたところでして、親魚確保は大事だという意見は、皆さん同じであって、対策検討について、従来どおり根室管内増協資源対策委員会で検討されるのが、よろしいとの意見となったほか、自主規制の際の陸網の扱いについても確認のあったところですが、一部確認しきれていないところもありまして、次の小委員会までには説明できるように整理して参りたいなと思っております。この旨ご理解いただけたらと思っております。またこのたびの草案、次には素案あるいは振興局最終案までには、振興局から当委員会への漁場計画の協議という位置づけですので、委員の皆様から様々な意見があった場合には、それらの意見を付して回答することとなります。本日の草案は、一部継続協議となる漁場があります。現時点の状況説明となるほか、7月下旬頃までにはですね素案＝最終案として協議がなされるよう進めているところですので、各地区の関係委員の皆様におかれましては、特段のご理解とご協力を賜りたいと思っております。なお個別協議事項等詳細につきましては、振興局の方から説明をお願い致します。

中村係長

それでは資料について説明させていただきます。座って説明させていただきます。右上に議案第6号と書かれている資料をご覧ください。今回漁場計画策定要領の第2に基づきまして、海区漁場計画の草案を策定しましたので、根室海区漁業調整委員会に協議するものとなっております。資料1枚めくっていただいて、第15次定置漁業権漁場計画、すいませんこちら素案一覧表と書かれていますが、すいません草案一覧表の間違いです。大変申し訳ございませんでした。を添付しております。こちらがですね、第14次と第15次の対比をした表となっております。根室管内におきましては現在175件の漁場がありますが、15次

中村係長

に関しては、現在廃止する漁場が4件今ありますので、171件の漁場計画を策定する案となっております。さらに資料1枚めくっていただいて、こちらが海区漁場計画の草案となっております。こちらについて、資料の1ページ目から8ページ目までが羅臼漁協分、9ページから12ページまでが標津漁協分、13ページから17ページまでが野付漁協分、18ページから20ページまでが別海漁協分、21、22ページにつきましては風蓮湖内の定置漁業、23ページから26ページについては根室湾中部漁協分、27ページから29ページが根室漁協分、30ページから32ページまでが歯舞漁協分、最後に33ページから34ページが落石漁協分の漁場計画となっております。

資料の内容ですけれども、漁場番号、漁場の位置、漁場の区域、漁業の種類、漁業の時期、関係地区、その他条件については第14次から変更ありません。存続期間につきましては、今回更新となりますので、免許の日から令和10年12月31日までとさせていただきます。条件についてなんですけど、それぞれの漁協の漁場計画の後ろに条件については添付してありまして、例えば羅臼さけいか定の条件につきましては資料の5ページに添付していますのでこれについては後ほどご覧ください。

それでは資料の1ページに戻っていただきまして、草案の説明になるんですけれども、1番右側に備考欄を設けているんですけれども、こちらの欄にですね事務局長の方からもご説明がありました、一部継続協議となっているものについては、こちらの備考欄の方に記載しております。

まず、羅臼漁協分についてですけれども資料1ページの6号と7号。続きまして、資料2ページの14号、続きまして資料4ページの31号、33号の漁場につきましては継続協議とさせていただきます。まず6号と14号についてですけれども、こちらの漁場については既存の免許権者から潮流等の影響から区域見直しの要望がありましたので、これについては、現在抱える課題や操業に与える影響等を考慮した上で漁場計画を検討していきたいと考えております。

次に7号についてですけれども、7号につきましては、既存の漁業者からは廃業の意思が示されておりますが、引き続き漁場の必要性や有効性等を判断した上で漁場計画の策定を検討していく考えでおります。

続きまして、31号についてですが、こちらについては、春期操業の新規要望がありまして、次に33号につきましては、春期操業の実績のない漁場となっておりますので、これらについては、操業の必要性等を踏まえて引き続き検討していきたいと考えております。

中村係長

続きまして、資料14ページになります。別さけ定の第16号になりますが、こちらはですね、過去の低気圧被害によりまして、これまで休業が続いている漁場ですので、今後の必要性等を踏まえた上で漁場計画の策定を検討していきたいと考えております。

続きまして資料の23ページになります。温さけ定第2号になりますが、こちらについては漁場の移設要望がありましたので、こちらについても必要性やその他関係機関との協議を踏まえた上で、漁場計画の策定を検討していきたいと考えております。

資料27ページをご覧ください。根さけ定の第8号、11号、13号、資料28ページの31号に関することですが、こちらについては既存漁業権者からは廃業の意思が示されておりまして、また近年の来遊状況等を踏まえまして、今回は廃止するという案で作成しております。

続きまして資料の30ページになりますが、根さけ定16号と17号ですが、こちらは既存漁業者から廃業の意思が示されておりますが、こちらにつきましても漁場の必要性等を判断した上で漁場計画の策定を検討していきたいと考えております。

最後となりますが、資料30ページの根さけ定第25号から31ページの28号、それと33ページの33号、35号、36号についてですが、これらの定置につきましても、過去から春期操業の実績がないこともありまして操業の必要性等を踏まえた上で漁場計画の策定を検討していきたいと考えております。また漁場計画の後ろに漁場図を添付しておりますので、こちらについては後ほどお目通しいただけたらと思っております。以上で草案の説明を終了させていただきます。

福原会長

ただ今、議案第6号につきまして、事務局と振興局から説明がございましたが、これにつきまして、皆様方の方から何か、ご質問等はございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは、議案第6号につきましては、現時点では特段の意見が無いことを振興局長に回答したいと思いますけれどもよろしいでしょうか。

(はいの声)

福原会長

それではそのように決定させていただきたいと思っております。以上で付議

福原会長 事項を終了致します。続きまして、報告事項3について、事務局から説明を求めます。

事務局長 報告事項3の件ですけれども、これは先日開催されました連合海区において、例年このタイミングで当該年度の秋さけ親魚確保及び適正利用を図るための実施方針、これを連合海区で定めているところで、先般行われた中では、この内容で了承されているというところでございました。7月4日、管内で現地説明会があるときにも5ページ以降についているような、7ページあるような資料についても、そのときに改めて出されると思いますけれども、今回たまたま情報をいただいたものですから、今日の委員会に間に合うように情報提供というところで情報を添付させていただきました。以上情報共有でした。以上です。

福原会長 ただ今、報告事項について、事務局から説明がございました。何か質問等ございますか。

(ありませんの声)

福原会長 ございませんか。それでは報告事項を終了致します。続きまして、「その他」につきまして。

事務局長 次の委員会のスケジュール感なんですけれども、次は定置漁場計画素案もしくは最終案になるようなもの、それからその前には小委員会の開催と7月中旬以降には共同区画の免許に係る適格性の諮問、答申も予定されているところです。なるべく7月下旬なり8月上旬なりで答申が間に合うタイミングで一括して出来るような日程調整は組みたいなどは考えておるんですけども、また日程については後ほど改めて照会させていただきます。この他ですね、委員の皆さんのほうには資料としてですね、先般届きました全国海区漁業調整委員会連合会の回報を添付しておりますので、業務の参考として見ていただけたら幸いです。事務局からは以上になります。

福原会長 その他、全体を通しまして何かございませんか。

(ありませんの声)

福原会長

それでは無いようでございますので、以上をもちまして第22期第1
2回の委員会を閉じたいと思います。本日はありがとうございました。

(14:30 終了)